

# 議 決 事 項

公告第 6 号

宮城県国民健康保険団体連合会国保運営資金融資規則等を廃止する規則

次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 宮城県国民健康保険団体連合会国保運営資金融資規則（平成 3 年規則第 1 号）
- (2) 宮城県国民健康保険団体連合会保険者協議会関係業務特別会計規則（平成 19 年規則第 4 号）
- (3) 宮城県国民健康保険団体連合会国保高齢者医療円滑導入基金事業特別会計経理規則（平成 20 年規則第 6 号）

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。  
(国保運営資金融資特別会計の廃止に伴う経過措置)
- 2 この規則による廃止前の宮城県国民健康保険団体連合会国保運営資金融資規則に基づく国保運営資金融資特別会計の平成 27 年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。  
(保険者協議会関係業務特別会計の廃止に伴う経過措置)
- 3 この規則による廃止前の宮城県国民健康保険団体連合会保険者協議会関係業務特別会計規則に基づく保険者協議会関係業務特別会計の平成 27 年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。  
(国保高齢者医療円滑導入基金事業特別会計の廃止に伴う経過措置)
- 4 この規則による廃止前の宮城県国民健康保険団体連合会国保高齢者医療円滑導入基金事業特別会計経理規則（平成 20 年規則第 6 号）に基づく国保高齢者医療円滑導入基金事業特別会計の平成 27 年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。  
(宮城県国民健康保険団体連合会事務局組織規則の一部を改正する規則)
- 5 宮城県国民健康保険団体連合会事務局組織規則（平成 9 年規則第 2 号）の一部を次のように改正する。  
第 3 条第 2 項中第 5 号を削り、第 6 号を第 5 号とし、第 7 号から第 10 号までを 1 号ずつ繰り上げ、第 11 号を削り、第 12 号  
を第 10 号とし、第 13 号を第 11 号とし、第 14 号を第 12 号とする。  
(宮城県国民健康保険団体連合会財務規則の一部を改正する規則)
- 6 宮城県国民健康保険団体連合会財務規則（平成 11 年規則第 2 号）の一部を次のように改正する。  
第 50 条第 1 項中第 5 号及び第 6 号を削り、第 7 号を第 5 号とし、同条第 2 項中「第 5 号」を「第 4 号」に、「同項第 6 号及び  
第 7 号」を「同項第 5 号」に改める。  
(宮城県国民健康保険団体連合会積立資産の管理及び運用に関する規則の一部を改正する規則)
- 7 宮城県国民健康保険団体連合会積立資産の管理及び運用に関する規則（平成 27 年規則第 1 号）の一部を次のように改正する。  
第 1 条中「、宮城県国民健康保険団体連合会国保高齢者医療円滑導入基金事業特別会計経理規則（平成 20 年

規則第6号)及び宮城県国民健康保険団体連合会国保高齢者医療円滑導入基金管理運営規程(平成20年規程第4号)」を削る。

第2条第1項第5号を削り、同条第2項の表国保運営資金融資特別会計の項を削り、同条第3項第5号を削る。

第7条を削り、第8条を第7条とし、第9条から第12条までを1条ずつ繰り上げる。

---

#### 宮城県国民健康保険団体連合会国保高齢者医療制度円滑導入基金管理運営規程を廃止する規程

宮城県国民健康保険団体連合会国保高齢者医療制度円滑導入基金管理運営規程(平成20年規程第4号)は、廃止する。

#### 附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程による廃止前の宮城県国民健康保険団体連合会国保高齢者医療制度円滑導入基金管理運営規程(平成20年規程第4号)に基づく国保高齢者医療円滑導入基金事業特別会計の平成27年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。

---

#### 宮城県国民健康保険団体連合会職員服務規則及び宮城県国民健康保険団体連合会 個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則

(宮城県国民健康保険団体連合会職員服務規則の一部改正)

第1条 宮城県国民健康保険団体連合会職員服務規則(平成13年規則第5号)の一部を次のように改正する。

第12条第1項第2号中「証明書」の次に「(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)に定める個人番号が記載されていないものに限る。)」を加え、同項に次の2号を加える。

(5) 番号法に定める個人番号カード、通知カード又は個人番号が記載された住民票の写し若しくは住民票記載事項の証明書(個人番号カード又は通知カードについては、提示する場合は原本の提示、送付する場合は写しの送付による。)

(6) 前号の通知カード又は個人番号が記載された住民票の写し若しくは住民票記載事項の証明書に記載された事項がその者に係るものであることを証するものとして番号法に定める書類(対面で本人確認を行う場合は、原本の提示による。)

第12条に次の1項を加える。

3 職員は、個人番号が漏えいした等の事情により、自ら又は扶養家族の個人番号が変更された場合は、変更後の個人番号を遅滞なく事務局長に届け出なければならない。

(宮城県国民健康保険団体連合会個人情報の保護に関する規則の一部改正)

第2条 宮城県国民健康保険団体連合会個人情報の保護に関する規則(平成18年規則第2号)の一部を次のように改正する。

目次中「及び訂正」を「訂正及び利用停止」に、「第20条」を「第23条」に、「第21条・第22条」を「第24条・第25条」に、「第23条」を「第26条」に改める。

第2条中第7号を第9号とし、第3号から第6号までを2号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

(4) 「保有特定個人情報」とは、連合会の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、連合会の職員が組織的に利用するものとして、連合会が保有しているもの(文書、図画及び電磁的記録に記録されているものに限る。)をいう。

第6条の見出しを「(個人情報保護管理責任者等の設置)」に改め、同条第3項を同条第4項とし、同項の次に次の2項を加える。

5 特定個人情報保護責任者は、特定個人情報の適正な取扱いの徹底が図られるよう、基本方針の策定、事務取扱責任者及び事務取扱担当者の監督及び教育研修、安全対策の実施、情報漏えい等事案への対応、苦情等の処理、外部委託業者の監督等を適切に行い、理事長等役員とともに総括的に責任を負うものとする。

6 監査責任者は、特定個人情報を取り扱う業務において、法令、この規則その他関係規程等が遵守され、適法かつ適正に取り扱われるよう、定期的に監査を行うものとする。

第6条第2項中「前項」を「前2項」に改め、「個人情報保護管理責任者」の次に「及び特定個人情報保護責任者」を加え、「、事務局長と」を「事務局長とし、前項の監査責任者は外部の有識者又は役職員等のうちから理事長が任命」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 連合会は、特定個人情報の適正な取扱いの確保を図るため、特定個人情報保護責任者及び監査責任者を置かなければならない。

第7条第1項中「個人情報」の次に「(特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)」を加え、同条に次の1項を加える。

5 連合会は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を収集し、又は保有してはならない。

第8条第1項中「保有個人情報」の次に「(保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)」を加え、同条第2項中「個人情報」を「保有個人情報」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 連合会は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報を自ら利用してはならない。

3 連合会は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、保有特定個人情報を提供してはならない。

「第3章 個人情報の開示及び訂正の請求」を「第3章 個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求」に改める。

第11条第2項中「法定代理人」の次に「(保有特定個人情報の開示を請求する場合にあつては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人)」を加える。

第5章を削る。

第4章中第22条を第25条とし、第21条を第24条とする。

第4章の次に次の1章を加える。

## 第5章 雑則

### (委任)

第26条 特定個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項は、別に規程で定める。

2 前項に規定するもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

第3章中第20条の次に次の3条を加える。

### (利用停止の請求)

第21条 何人も、自己に関する保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、連合会に対し、当該各号に定める利用の停止、消去又は提供の停止の請求（以下「利用停止請求」と総称する。）をすることができる。

(1) 第7条の規定に違反して保有され、若しくは収集されたとき、第8条第1項又は第2項の規定に違反して利用されているとき、又は番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（同法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去

(2) 第8条第1項又は第3項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止

2 第11条第2項の規定は、利用停止請求について準用する。

### (利用停止請求の手続)

第22条 利用停止請求をしようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した利用停止請求書を連合会に提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所（法人にあつては、名称、所在地及び代表者の氏名）

(2) 利用停止請求に係る保有個人情報を特定するために必要な事項

(3) その他必要な事項

2 第14条第2項の規定は、利用停止請求をしようとする者について準用する。

### (利用停止請求に対する決定及び通知)

第23条 理事長は、利用停止請求があつたときは、速やかに必要な調査を行い、当該利用停止請求があつた日の翌日から起算して30日以内に、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用の停止をするかどうかの決定をしなければならない。

2 理事長は、前項の決定をしたときは、当該利用停止請求をした者に対し、速やかに、その内容を書面により通知しなければならない。

3 第15条第2項の規定は、利用停止請求に対する決定について準用する。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の宮城県国民健康保険団体連合会職員服務規則及び宮城県国民健康保険団体連合会個人情報の保護に関する規則の規定は平成28年1月1日から適用する。

---

## 宮城県国民健康保険団体連合会特定個人情報等の適正な取扱いの確保に関する規程

宮城県国民健康保険団体連合会特定個人情報等の適正な取扱いの確保に関する規程を次のように制定する。

### (趣旨)

第1条 この規程は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律

第 27 号。以下「番号法」という。)の施行に伴い、宮城県国民健康保険団体連合会個人情報の保護に関する規則(平成 18 年規則第 2 号。以下「個人情報保護規則」という。)第 26 条の規定に基づき、宮城県国民健康保険団体連合会(以下「連合会」という。)における個人番号及び特定個人情報の適正な取扱いの確保に関し、番号法その他の関係法令、個人情報保護規則等に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。)第 2 条第 1 項に規定する個人情報であって、生存する個人に関する情報であり、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。
- (2) 個人番号 番号法第 7 条第 1 項又は第 2 項の規定により、住民票コードを変換して得られる番号であって、当該住民票コードが記載された住民票に係る者を識別するために指定されるものをいう。
- (3) 特定個人情報 個人番号(個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード以外のものを含む。以下同じ。)をその内容に含む個人情報をいう。
- (4) 特定個人情報等 個人番号及び特定個人情報をいう。
- (5) 個人情報データベース等 個人情報を含む情報の集合物であって、特定の個人情報について電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもののほか、特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして個人情報の保護に関する法律施行令(平成 15 年第 507 号。以下「個人情報保護法施行令」という。)で定めるものをいう。
- (6) 個人情報ファイル 個人情報保護法第 2 条第 2 項に規定する個人情報データベース等であって、行政機関及び独立行政法人等以外の者が保有するものをいう。
- (7) 特定個人情報ファイル 個人番号をその内容に含む個人情報ファイルをいう。
- (8) 個人番号利用事務 行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者が番号法第 9 条第 1 項又は第 2 項の規定によりその保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用して処理する事務をいう。
- (9) 個人番号関係事務 番号法第 9 条第 3 項の規定により個人番号利用事務に関して行われる他人の個人番号を必要な限度で利用して行う事務をいう。
- (10) 個人番号利用事務実施者 個人番号利用事務を処理する者及び個人番号利用事務の全部又は一部の委託を受けた者をいう。
- (11) 個人番号関係事務実施者 個人番号関係事務を処理する者及び個人番号関係事務の全部又は一部の委託を受けた者をいう。
- (12) 役職員等 個人情報保護規則第 2 条第 7 号に規定する者(非常勤の役員を除く。)をいう。
- (13) 事務取扱責任者 連合会内において、個人番号を取り扱う事務に関し管理する責任を有する職員をいう。
- (14) 事務取扱担当者 連合会内において、個人番号を取り扱う事務に従事する職員をいう。

(個人番号を取り扱う事務の範囲)

第 3 条 連合会は、次に掲げる個人番号関係事務(これに付随する事務を含む。以下同じ。)及び個人番号利用事務に関して個人番号を取り扱うものとする。

- (1) 役職員等及びその扶養家族に係る個人番号関係事務
  - ア 給与所得及び退職所得に係る源泉徴収票等作成事務
  - イ 雇用保険届出事務
  - ウ 労災保険請求事務

- エ 健康保険・厚生年金保険届出事務
- オ 財産形成住宅貯蓄・財産形成年金貯蓄に係る申告書、届出書及び申込書の作成事務
- カ 国民年金第3号被保険者関係届出事務
- (2) 役職員等以外の個人に係る個人番号関係事務
  - ア 報酬・料金等の支払調書作成事務
  - イ 報酬の支給に係る源泉徴収票作成事務
- (3) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）に関する個人番号利用事務
  - ア 国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号。以下「国保規則」という。）第32条の6に規定する第三者の行為による被害の届出に関する事務
  - イ 国保規則第27条第1項に規定する療養費支給申請書に関する事務
  - ウ 国保規則第27条の11第1項に規定する移送費支給申請書に関する事務
  - エ 高額療養費申請書（平成26年12月5日付け厚生労働省保険局保険課長、国民健康保険課長及び高齢者医療課長通知による被保険者資格喪失後の受診により発生する返還金の保険者間調整に係るものをいう。）に関する事務
- (4) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に関する個人番号利用事務
  - ア 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号。以下「高齢者医療確保規則」という。）第47条第1項に規定する療養費支給申請書に関する事務
  - イ 高齢者医療確保規則第60条第1項に規定する移送費支給申請書に関する事務
 （特定個人情報等の範囲）

第4条 連合会が前条の事務を処理する場合において取り扱う特定個人情報等の範囲は、次に定めるとおりとする。

- (1) 役職員等及びその扶養家族に係る個人番号関係事務に関して収集した個人番号及び個人番号とともに管理する氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、Eメールアドレス等
  - (2) 役職員等以外の個人に係る個人番号関係事務に関して収集した個人番号及び個人番号とともに管理する氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、Eメールアドレス等
  - (3) 連合会が税務署等の行政機関等に提出するために作成した法定調書等及びその控え
  - (4) 連合会が保険者から委託された個人番号利用事務において申請書等に記載された個人番号
  - (5) その他個人番号と関連付けて保存される情報
- （基本方針の策定及び周知・公表）

第5条 特定個人情報保護責任者は、特定個人情報等の適正な取扱いの確保に関する基本方針を策定し、役職員等に周知を図るとともに、外部へ公表するものとする。

（事務取扱責任者及び事務取扱担当者）

第6条 次の各号に掲げる特定個人情報等に関する事務は、当該各号に定める担当課において取り扱うものとする。

- (1) 役職員等及びその扶養家族に係る個人番号関係事務 総務課
- (2) 役職員等以外の個人に係る個人番号関係事務 各業務主管課
- (3) 国民健康保険法に関する個人番号利用事務 各業務主管課
- (4) 高齢者の医療の確保に関する法律に関する個人番号利用事務 各業務主管課

2 前項の担当課ごとに事務取扱責任者及び事務取扱担当者を置き、事務取扱責任者は当該担当課の課長とし、事務取扱担当者は事務取扱責任者が当該担当課の職員のうちから指名する。

3 事務取扱担当者は、次に掲げる方法により特定個人情報を取り扱わなければならない。

- (1) 収集した特定個人情報等が記録された電子媒体又は書類等は、当該担当課において安全に管理すること。
  - (2) 事務取扱担当者は、収集した特定個人情報等に基づき特定個人情報ファイルを作成すること。
  - (3) 役職員等の特定個人情報等を取り扱う事務取扱担当者は、源泉徴収票等を作成し、行政機関等に提出するとともに、当該役職員等に交付すること。
  - (4) 役職員等以外の個人の特定個人情報等を取り扱う事務取扱担当者は、税務書類等を作成し、行政機関等に提出するとともに、委託者に交付すること。
- 4 事務取扱担当者は、特定個人情報等を取り扱う情報システム及び機器等を適切に管理し、利用権限のない者には使用させてはならない。
  - 5 事務取扱担当者は、特定個人情報等の取扱状況を明確にするため、執務記録を作成し、適宜記録しなければならない。

(情報漏えい等事案への対応)

第7条 事務取扱担当者は、特定個人情報等の漏えい、滅失又は毀損の事案が発生したことを知った場合又はその可能性が高いと認められる場合は、直ちに事務取扱責任者及び特定個人情報保護責任者に報告するとともに、特定個人情報保護責任者はその内容を理事長に報告しなければならない。

(安全対策の見直し)

第8条 連合会は、必要に応じて、特定個人情報等の取扱い（収集、保管、利用、提供、委託、廃棄及び削除並びに番号法第12条に規定する安全管理措置をいう。以下同じ。）に対する安全対策に関する諸施策について見直しを行い、改善を図るものとする。

(苦情等への対応)

第9条 連合会における特定個人情報等の取扱いに関し苦情等があったときは、適切に対応するものとする。

- 2 特定個人情報保護責任者は、前項の目的を達成するために必要な体制の整備を行うものとする。

(役職員等の義務)

第10条 役職員等又は役職員等であった者は、業務上知り得た特定個人情報等の内容をみだりに他人に漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。

- 2 役職員等は、特定個人情報等の漏えい、滅失若しくは毀損の事案の発生又はその兆候を把握した場合は、その旨を特定個人情報保護責任者、事務取扱責任者又は事務取扱担当者に報告しなければならない。
- 3 役職員等は、この規程に違反している事実又はその兆候を把握した場合は、その旨を特定個人情報保護責任者、事務取扱責任者又は事務取扱担当者に報告しなければならない。

(事務取扱責任者等の監督)

第11条 連合会は、特定個人情報等がこの規程に基づき適正に取り扱われるよう、事務取扱責任者及び事務取扱担当者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(事務取扱責任者による確認措置)

第12条 事務取扱責任者は、定期的に、関係法令、個人情報保護規則、この規程等に基づき、特定個人情報等が適正に取り扱われているかどうかを確認しなければならない。

- 2 事務取扱責任者は、執務記録の内容を定期的に確認しなければならない。

(監査責任者による監査)

第13条 監査責任者は、定期的に、関係法令、個人情報保護規則、この規程等に従って特定個人情報等が取り扱われているかどうかの監査を行わなければならない。

- 2 監査責任者は、特定個人情報等の取扱いに関する監査報告書を作成し、連合会の常勤の役員及び特定個人情報保護責任者に報告しなければならない。

(教育・研修)

第14条 連合会は、特定個人情報保護責任者、事務取扱責任者及び事務取扱担当者に、この規程を遵守させるための教育・研修を行わなければならない。

2 特定個人情報保護責任者、事務取扱責任者及び事務取扱担当者は、前項の教育・研修を受けなければならない。

3 連合会は、役職員等に対して定期的な研修の実施又は情報提供等を行い、特定個人情報等の適正な取扱いに関し徹底を図るものとする。

(管理区域及び取扱区域)

第15条 連合会は、特定個人情報等の情報漏えい等を防止するため、第6条第1項に規定する担当課ごとに特定個人情報ファイルを取り扱う情報システムを管理する区域（以下「管理区域」という。）及び特定個人情報等を取り扱う事務を実施する区域（以下「取扱区域」という。）を明確にし、それぞれの区域に対し、次に定める措置を講じなければならない。

(1) 管理区域は、特定個人情報ファイルを取り扱う情報システム及び特定個人情報ファイルを管理するキャビネット等のある区域とし、他の区域との間仕切りの設置及びキャビネット等の施錠等の安全管理措置を講じること。

(2) 取扱区域は、事務取扱担当者の机周辺とし、他の区域との間仕切りの設置及び座席配置等による安全管理措置を講じること。

(機器及び電子媒体等の盗難等の防止)

第16条 事務取扱担当者は、管理区域及び取扱区域における特定個人情報等を取り扱う機器、電子媒体及び書類等の盗難又は紛失等を防止するため、毎日業務が終了した時点で、次に掲げる方法により、特定個人情報等を取り扱う専用機器、電子媒体及び書類等を保管し、又は管理しなければならない。

(1) 特定個人情報等を取り扱う機器は、施錠できるキャビネット等に保管し、又は盗難防止用のセキュリティワイヤー等により固定すること。

(2) 特定個人情報等が記録された電子媒体及び書類等は、施錠できるキャビネット等に保管すること。

(3) 特定個人情報ファイルは、パスワードを付与する等の保護措置を講じた上でこれを保存し、当該パスワードを適切に管理すること。

2 事務取扱担当者は、専用パソコンを用いて個人番号関係事務又は個人番号利用事務を処理している間に取扱区域を離れる場合は、本人以外の者に当該専用パソコンを使用され、又は画面を目視されることがないように、当該専用パソコンの電源を切り、又はパスワードで保護する措置をとらなければならない。

(電子媒体等を持ち出す場合の情報漏えい等の防止)

第17条 連合会において保有する特定個人情報等が記録された電子媒体又は書類等を持ち出す場合は、次に掲げる方法により管理しなければならない。

(1) 特定個人情報等が記載された書類を持ち出すときは、外部から容易に閲覧されないよう封筒に封入する等の措置を講じること。

(2) 特定個人情報等が記載された書類を郵送等により発送するときは、簡易書留等の追跡可能な移送手段等を利用すること。

(3) 特定個人情報ファイルを電子媒体又は機器により持ち出すときは、ファイルへのパスワードの付与等又はパスワードを付与できる機器の利用等の措置を講じること。

(廃棄・削除の確認)

第18条 事務取扱責任者は、事務取扱担当者又は外部委託先が特定個人情報等を廃棄し、又は削除したことを記録又は証明書等により確認しなければならない。

(アクセス制御並びにアクセス者の識別及び認証)



第 19 条 連合会において使用する情報システムにおいて特定個人情報等を取り扱う場合は、次に掲げる方法により管理しなければならない。

- (1) 特定個人情報保護責任者は、情報システムを使用して特定個人情報等を取り扱う事務を処理する場合は、ユーザー ID を付与するアクセス権により、特定個人情報ファイルを取り扱う情報システムを使用できる者を事務取扱担当者に限定すること。
- (2) 事務取扱担当者は、情報システムを取り扱う上で、正当なアクセス権を有する者であることを確認するため、ユーザー ID、パスワード等により認証すること。  
(外部からの不正アクセス等の防止)

第 20 条 連合会は、次に掲げる方法により、情報システムを外部からの不正アクセス又は不正ソフトウェアから保護しなければならない。

- (1) 情報システム及び機器にセキュリティ対策ソフトウェア等（ウイルス対策ソフトウェア等を含む。次号において同じ。）を導入すること。
- (2) 導入したセキュリティ対策ソフトウェア等により、入出力データにおける不正ソフトウェアの有無を確認すること。
- (3) 特定個人情報等をインターネット等により外部に送信する場合は、通信経路の暗号化等を行うこと。  
(特定個人情報等の収集時の利用目的の通知等)

第 21 条 連合会は、特定個人情報等を収集する場合は、速やかに、その利用目的を本人に通知しなければならない。

- 2 連合会は、利用目的を変更する場合は、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲内で利用目的を変更するとともに、当該変更後の利用目的を本人に対し通知し、若しくは明示し、又は公表することにより、変更後の利用目的の範囲内で特定個人情報等を利用することができる。  
(個人番号の提供の要求)

第 22 条 連合会は、第 3 条に定める事務を処理するために必要がある場合に限り、本人又は他の個人番号関係事務実施者若しくは個人番号利用事務実施者に対して個人番号の提供を求めることができる。

- 2 本人又は第三者が、個人番号の提供の要求又は第 24 条に基づく本人確認に応じない場合には、番号法に基づく社会保障・税番号制度の意義について説明を行い、個人番号の提供及び本人確認に応ずるように求めるものとする。この場合において、役職員等又は第三者が個人番号の提供に応じない場合は、提供を求めた経緯等を記録しておかなければならない。  
(個人番号の提供を求める時期)

第 23 条 連合会は、第 3 条に定める事務を処理するために必要があるときに個人番号の提供を求めるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、本人との法律関係等に基づき、個人番号関係事務の発生が予想される場合には、契約を締結した時点等の当該事務の発生が予想できた時点で個人番号の提供を求めることができる。
- 3 役職員等に係る個人番号関係事務の場合は、雇用契約を締結する時点で個人番号の提供を求めるものとする。ただし、契約内容等から個人番号関係事務が明らかに発生しないと認められる場合には、個人番号の提供を求めてはならない。  
(本人確認)

第 24 条 連合会は、本人又は第三者から個人番号の提供を受けたときは、番号法第 16 条に基づき本人確認を行わなければならない。

- 2 役職員等の扶養家族の個人番号を代理人を通じ収集する場合は、当該代理人の身元確認、代理権の確認及び当該扶養家族の本人確認を行うものとする。ただし、代理人が役職員等であることが明らかな場合は、当該代理人の身元確認、代理権の確認及び当該扶養家族の本人確認は要しない。

3 書面の送付により個人番号の提供を受ける場合は、併せて本人確認に必要な書面又はその写しの提出を求めるものとする。

4 連合会は、提出された本人確認書類は、当該個人番号を利用する事務が終了するまでの間又は関係法定等で定められた保存期間が満了するまでの間、これを適切に保管しなければならない。

(特定個人情報ファイルの作成の制限)

第25条 連合会は、第3条に定める事務を処理するために必要な場合に限り、特定個人情報ファイルを作成することができる。

(保管)

第26条 連合会は、第3条に定める事務が終了するまでの間、特定個人情報等を保管するものとする。ただし、関係法令等により保存期間が定められているものについては、当該期間が満了するまでの間、特定個人情報等を保管する。

2 特定個人情報等が記載された書類又は特定個人情報ファイルに関係法令等で定められた保存期間の満了後も引き続き保管する必要がある場合は、特定個人情報等に係る部分を復元できない程度に覆い隠し、又は削除した上で保管するものとする。

(委託先の監督)

第27条 連合会は、個人番号関係事務の全部又は一部を他者に委託する場合は、当該委託に係る特定個人情報等の安全管理が図られるよう、当該委託を受けた者に対し、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

2 連合会は、次に定めるところにより、委託先の選定及び委託先との契約の締結を行わなければならない。

(1) 委託先における特定個人情報等の保護体制が十分であることを確認した上で委託先を選定すること。

(2) 委託先との間で締結する契約において、次に掲げる事項を契約内容に盛り込むこと。

ア 特定個人情報等に関する秘密保持義務

イ 事業所内からの特定個人情報等の持出しの禁止

ウ 特定個人情報等の目的外利用の禁止

エ 再委託における条件及び漏えい等事案が発生した場合の委託先の責任

オ 委託契約終了後の特定個人情報等の返却又は廃棄

カ 契約内容の遵守状況に係る報告の徴取等

3 委託先が連合会の許諾を得て再委託を行う場合における再委託先の監督については、前2項の規定を準用する。

(再委託)

第28条 連合会は、委託を受けた個人番号利用事務の全部又は一部を他者に再委託するときは、委託者の許諾を得なければならない。

2 連合会は、再委託先に対し必要かつ適切な監督を行うものとし、再委託先の監督については、前条の規定を準用する。

(特定個人情報等の廃棄・削除)

第29条 連合会は、第26条第1項に規定する保存期間を経過した書類等は、次に定めるところにより速やかに廃棄し、又は削除しなければならない。

(1) 特定個人情報等が記載された書類を廃棄する場合は、焼却又は溶解等の復元不可能な手法により廃棄すること。

(2) 特定個人情報等が記録された機器及び電子媒体等は、専用のデータ削除ソフトウェアの利用又は物理的な破壊等により廃棄すること。

(3) 特定個人情報ファイルに記載された個人番号又は一部の特定個人情報等を削除する場合は、容易に復元で

きない方法により削除すること。

(削除・廃棄の記録保存等)

第 30 条 連合会は、個人番号若しくは特定個人情報ファイルを削除し、又は特定個人情報等が記録された電子媒体等を廃棄した場合は、その事実を記録し、保存しておかなければならない。

2 前項の削除又は廃棄に係る業務を委託する場合は、証明書等により、委託先が確実に削除し、又は廃棄したことを確認しなければならない。

(委任)

第 31 条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、平成 28 年 1 月 1 日から適用する。

-----

宮城県国民健康保険団体連合会役員の費用弁償に関する規則の一部を改正する規則

宮城県国民健康保険団体連合会役員の費用弁償に関する規則（昭和 47 年規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 号中

「

「

|                      |      |
|----------------------|------|
| 特別車両<br>料金を加<br>算した額 | 上級の額 |
|----------------------|------|

を

|                       |
|-----------------------|
| 路程に応じた<br>旅客運賃等<br>の額 |
|-----------------------|

」

」

に改める。

附 則

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。